

令和 2 年 10 月
山 梨 信 用 金 庫

山梨信用金庫を名乗る不審なメールにご注意ください！

最近、山梨信用金庫を名乗る不審なメールが送られています。

当金庫からお客さまにメールを送信し、損害金等を請求することはありません。そのようなメールは詐欺メールであり、支払った金額は相手に搾取されてしまいますので、絶対に指示に従わないようお願いします。

不審なメールは、当金庫との取引の有無に関係なく、不特定多数の方の携帯電話にメールで送られております。不審なメールの内容は以下の通りです。

<不審なメールの事例>

- ・ 題名「最重要緊急連絡」

山梨信用金庫への損害金〇〇〇万円の支払いを全額免除する為には、本日中にビットキャッシュ（電子マネー）にて費用を支払うよう誘導する。

不審なメールを受信した場合には、誘導サイトへのアクセスや返信等は絶対にしないでください。また、すぐに最寄りの警察署にご相談ください。

以 上

※本件に関するお問い合わせ等につきましては、以下の部署までご連絡をお願いいたします。

- 山梨信用金庫 お客様相談室 <TEL : 0120 (454) 585>

